

第15回対策本部会議において決定した市の対策・対応及び

感染症対策関連の情報提供について

(令和2年5月28日12時00分現在)

1 対策本部会議において決定した対応・対策

(1) 対策本部について

緊急事態宣言の解除に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条に基づき廃止する。

なお、学校や施設のすべてが再開となっていないことや引き続き感染症対策が必要なことなどを踏まえ、我孫子市新型インフルエンザ対策行動計画に基づく市対策本部は継続する。

【参考：法第37条抜粋】

(準用)

第三十七条 第二十五条及び第二十六条の規定は、市町村対策本部について準用する。

【参考：法第25条】

(都道府県対策本部の廃止)

第二十五条 第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

(2) 緊急事態宣言解除後の臨時休館中施設の開館・再開について

別紙資料 「臨時休館中施設の開館・再開について」(令和2年5月28日現在)

2 感染症対策関連の情報提供

(1) 新型インフルエンザ等対策特措法に基づく協力要請について

千葉県ホームページ参照

- ・特別措置法に基づく協力要請【段階的な解除・緩和】(5月25日)

(2) 小中学校の再開について

別紙資料 5月25日付け 小中学校保護者宛の通知

(3) 特別定額給付金

- ・5月25日(月曜) 郵送申請書を発送 59,733世帯
- ・5月28日(木曜) 現在、郵送申請書による申請 7,111世帯